

# 障害福祉サービス事業 「向陽の里」

## 短期入所 料金表

令和8年4月現在

※下記料金表単位数に新潟市の地域区分（7級地）10.18円を乗じて算出します。

### ① 介護給付サービスに関する利用料金（A）

短期入所サービス費自己負担額

（単位/日）

障害支援 区分 請求区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
福祉型短期入所 サービス費（Ⅰ）	509 (518)	509 (518)	583 (593)	648 (659)	784 (798)	923 (939)
福祉型短期入所 サービス費（Ⅱ）	173 (176)	173 (176)	240 (244)	318 (323)	527 (536)	602 (612)
福祉型強化短期 入所サービス費 （Ⅰ）	751 (764)	751 (764)	824 (838)	889 (905)	1026 (1044)	1164 (1184)
福祉型強化短期 入所サービス費 （Ⅱ）	413 (420)	413 (420)	483 (491)	559 (569)	770 (783)	844 (859)

（Ⅰ）通常の利用された場合。（Ⅱ）他の日中活動系サービスを利用された場合。

※福祉型強化短期入所サービス費に関しては同日に重度な障害のある方がご利用された日に算定されます。

（ ）内の数値（円）は単位数に10.18円を乗じた数の1割の値となっております。

### 各種加算（B）

（令和元年10月現在）部加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算は該当される場合のみの算定になります。

加算種類	加算内容	金額
食事提供体制加算	収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合にいただく費用です。	48単位/日 (48円)
短期利用加算	利用開始から30日以内のご利用の場合にいただく費用です。	30単位/日 (30円)
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	22単位/日 (22円)
送迎加算	送迎を行なった際にいただく費用です。（片道）	186単位/回 (189円)

常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で1名以上配置している時にいただく費用です。	6単位/日 (6円)
重度障害者支援加算	区分4~6で重度訪問介護該当、または四肢全て麻痺があり、以下いずれかに該当される方が利用された際にいただく費用です。 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理。 ・最重度の知的障害。 ・行動援護の行動関連項目合計点数10点以上。	区分4~5 30単位/日 (30円) 区分6 50単位/日 (50円)
医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な方の対応をしている場合や、区分5~6の利用者を半数以上受け入れた場合にいただく費用です。	120単位/日 (122円)
重度障害者対応支援加算	医療的ケアが必要な方の対応をしている場合や、区分5~6の利用者を半数以上受け入れた場合にいただく費用です。	30単位/日 (30円)
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく費用です。(月に1回)	150単位/月
福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)~(Ⅲ)	職員の処遇改善等が図られ、国が定める基準に適合している場合にいただく費用です ※短期入所サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数になります	(Ⅰ) = 総単位数 ×8.6% (Ⅱ) ×6.3% (Ⅲ) ×3.5%

( )内の数値(円)は単位数に10.18円を乗じた数の1割の値となっております。

#### ※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め負担が重くならないようにしています。

また、受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により利用者負担額が2割軽減されます。

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯(年収概ね600万以下)	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

## ②食費・光熱水費に関する利用料金（C）

自己負担額

（単位：円／日）

食事提供体制加算対象者	朝食	昼食	夕食	光熱水費	自己負担額計（C）	自己負担額 総計 （D）
該当	255	260	255	300	1,070	(A) + (B) + (C) = (D)
非該当	455	590	455	300	1,800	

※食事提供体制加算対象者（受給者証に記載）は、食材料費のみの負担となります。

おやつ代	1日 200円
お茶代	1日 50円

食費とは別料金になっています。全額自己負担です。

## ③その他サービスに関する利用料金

自己負担額

（単位：円／回）

項目	料金	備考
理容（カット＋顔そり）	2,500	カットのみは 2,000 円。要予約
特別な食事・日用品等	実費	出前、日用品等、要した費用

☆利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。

☆今後、介護報酬の改正等で料金に変更があった場合、料金表の差し替えをもって同意とさせていただきます。